

原子力災害に係る代替住宅用地申告書

令和 年 月 日

木津川市長宛

(申告者)住所又は所在地 〒

個人番号
(法人番号)

Grid for personal/corporate number

(フリガナ)
氏名又は名称

Line for name or name in katakana

電話 - -

地方税法附則第56条第13項の規定に基づき下記のとおり申告します。

(「対象区域内住宅用地」とは、東日本大震災の原子力災害による居住困難区域内にある住宅用地のうち一定要件をみたすものです。詳しくは、対象区域の各市町村の固定資産税担当課にお問合せください。)

Main application form table with multiple rows and columns for address, tax status, and land details.

裏面に続きます

- この申告書は、住宅用地の特例を受けていた土地が平成 23 年 3 月 11 日に発生した、東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により居住困難区域（原子力発電所の事故に関して原子力災害対策本部長が市町村長又は都道府県知事に対して行った避難指示等を行うことの指示の対象区域のうち当面の居住に適さない区域として総務大臣が指定して公示した区域）内に所在した住宅用地に代わる住宅用地を、平成 23 年 3 月 11 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に取得した場合に、その取得後 3 年度分までの固定資産税・都市計画税について、住宅用地の特例の適用を受けようとするためのものです。
- 申告者が平成 23 年度の納税義務者と異なる場合は、納税義務者と申告者との関係、所有権移転年月日及び所有権移転原因を記入してください。
申告書は、代替土地を取得した年の翌年の 1 月 31 日までに、木津川市役所税務課（木津川市木津南垣外 1 1 0 - 9 市役所 2 階 4 番窓口）へ提出してください。

◎ 添付書類

- 居住困難区域を指定する旨の公示があった日において対象区域内住宅用地を所有していた旨を証する書類
⇒ 「対象区域内住宅用地の登記事項証明書」【写し可】
- 対象区域内住宅用地が平成 23 年度の固定資産税の課税において、住宅用地の課税標準の特例の適用があったことを証する書類
⇒ 「納税通知書の課税明細の写し」、「課税台帳の写し」、「課税台帳の登録事項証明」等【写し可】
- 代替土地を住宅用地として使用する予定であることを約する書類
⇒ 「新築住宅の建築概要書の写し」、又は「対象区域内住宅用地の代替土地に住宅を建設する予定であることについての誓約書」【写し可。ただし誓約書は原本のみ】
- 代替土地の面積を証する書類
⇒ 「代替土地の登記事項証明書」等【写し可】
- 申告者が納税義務者と異なる場合には下記の書類も併せて提出してください。
 - 申告者が納税義務者の相続人の場合は、相続人であることを証する書類
⇒ 「戸籍謄本」、「戸籍の全部事項証明書」等【写し可】
 - 申告者が納税義務者の三親等内の親族である場合は、三親等内であることを証する書類
⇒ 「戸籍謄本」、「戸籍の全部事項証明書」等 並びに、「納税義務者と同居する予定であることについての誓約書」【写し可。ただし誓約書は原本のみ】
 - 平成 23 年度の対象区域内住宅用地の所有者である法人に合併・分割があった場合
⇒ 「その法人との関係を証する法人登記簿の登記事項証明書」【写し可】

※ 必要に応じて上記以外の書類を提出していただく場合もあります。

※ 必要に応じて被災住宅用地の所在市町村へ問い合わせをさせていただく場合があります。

※この欄は記載しないでください。

【本人確認】 免許証 市民カード 保険証 その他（ ）